

新型コロナウィルスに関する情報

健康診断の実施延期等について

令和2年6月
(一社)滋賀県トラック協会
適正化事業課

新型コロナウィルスに関するQ&A(企業の方向け)と題して、厚生労働省のホームページに掲載されている事項を、先月に引き続き、一部抜粋して下記のとおりおしらせ致します。

なお、Q&A全文は、インターネットに接続し「厚生労働省 コロナ 企業」で検索していただると、最上部に表示されますので是非ご覧いただくとともに、今後も随時更新されると考えられますので、インターネットのお気に入り等に登録いただくなど、常に確認できるようにする事を推奨致します。

記

<健康診断の実施>

問2 新型コロナウィルス感染症の拡大防止のため、労働安全衛生法に基づく健康診断の実施を延期するといった対応は可能でしょうか。

事業者は労働安全衛生法第66条第1項の規定に基づき、労働者の雇入れの直前又は直後に健康診断を実施することや、1年以内ごとに1回定期に一般健康診断を行うことが義務付けられています。しかしながら、令和2年2月25日に決定された「新型コロナウィルス感染症対策の基本方針」に、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等がなくても感染を拡大するリスクがあることが示されていること等を踏まえ、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において実施することが求められるのですが、これら的一般健康診断の実施時期を令和2年6月末までに実施することが求められるものについては、延期することとして差し支えありません。〈中略〉

また、これらの取扱いは、新型コロナウィルス感染症の状況を踏まえた令和2年6月末までに限られた対応となりますので、ご注意ください。

健康診断の実施時期を延期したものについては、いわゆる“三つの密”を避け、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において、できるだけ早期に実施することとし、令和2年10月末までに実施してください。

なお、健康診断実施機関の予約が取れない等の事情により、やむを得ず10月末までの実施が困難な場合には、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、それに基づき実施する必要があります。